

談合等の不正行為の防止について

(論点) 談合等の不正行為の防止を徹底するためには、どのような取組みの充実を図ることが必要か。

1. 基本的な考え方

従来より、談合等の不正行為を防止するため、入札契約制度について透明性・客観性・競争性を大幅に高めるとともに、不正行為に対しては、建設業法、独占禁止法等の関係法令の厳正な運用や、各発注者による指名停止措置等が講じられてきている。また、入札契約適正化法制定後も、談合等関与行為防止法(いわゆる官製談合防止法)が制定されるとともに、違約金特約条項の導入が進んでいる。しかし、いまだ談合等の不正行為が生じていることから、より談合等の不正行為が起こりにくいシステムの導入を進めていく必要があるのではないか。

2. 具体的な検討事項

(1) 入札過程等の情報の公表の徹底等

従来より、談合等の不正行為の防止のために、入札過程等における各種の情報の公表を進めてきたところであるが、入札契約適正化法で公表を義務付けられた事項について公表を行っていない発注者については、積極的にその団体名等を公表することを検討すべきではないか。

各発注者による諸情報の公表の方法についても、国民にとってできる限り分かりやすい形で公表することが必要ではないか。例えば、インターネットを通じ公表を行うことや、公表の様式等について、可能なかぎり共通化をすすめることについて検討すべきではないか。

(2) 入札談合等関与行為防止法を踏まえた発注者の措置の強化

入札談合等関与行為防止法制定等も踏まえ、発注者職員が談合等の不

正行為に關与することがないよう、職員への教育、研修等の充実、入札監視委員会等の第三者機関の設置、談合情報を得た場合の取扱要領の策定及び公表等を各発注者に徹底することが必要であり、国としても、その実施状況の把握、実施状況の公表等を積極的に行うべきではないか。

(3) 違約金特約条項の適切な運用

違約金特約条項は、談合等の不正行為が行われた場合に、これによる損害を発注者に賠償することを、工事の契約の際にあらかじめ約定するものであり、国土交通省や都道府県及び政令市等において導入されている。

発注者として談合等の不正行為に係る損害を回復することは重要なことであり、違約金特約条項は、そのための有効な手段であると考えられるが、その運用に当たっては、判例等を基準として、適切な賠償予定額を定めることが必要であり、例えば、「損害賠償額の予定」としての性格を超えるような高額な賠償を課すべきではないと考えられるがどうか。違約金特約条項の導入が拡がりつつある中で、今後行われる予定の独占禁止法に基づく課徴金制度のあり方の検討とあわせて、適正な違約金特約条項のあり方についても整理していくべきではないか。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進 に関する法律の概要

公布 平成12年11月27日

目的 国、特殊法人、地方公共団体等の発注者全体を通じて、入札・契約の適正化の促進により、公共工事に対する国民の信頼の確保と建設業の健全な発達

入札・契約適正化の基本原則の明示

透明性の確保
公正な競争の促進
適正な施工の確保
不正行為の排除の徹底

全ての発注者に義務付ける事項

(1) 毎年度の発注見通しの公表

- ・発注工事名・時期等を公表
(見通しが変更された場合も公表)

(2) 入札・契約に係る情報の公表

- ・入札参加者の資格、入札者・入札金額、
落札者・落札金額 等

(3) 施工体制の適正化

- ・丸投げの全面的禁止
- ・受注者の現場施工体制（技術者の配置・
下請の状況等）の報告
- ・発注者による現場の点検等

(4) 不正行為に対する措置

- ・不正事実（談合等）の公正取引委員会、
建設業許可行政庁への通知

職員に対する教育
建設業者に対する指導 等

各発注者が取り組むべき ガイドライン

(1) 「適正化指針」の閣議決定

- ・国土交通大臣、総務大臣、財務大臣が
共同で案を作成

(2) 主な内容

- 第三者機関によるチェック
- 苦情処理の方策
- 入札・契約の方法の改善（一般競争・
指名競争の適切な実施）
- 工事の施工状況の評価
- その他
- ・不良不適格業者の排除
- ・ダンピングへの対応
- ・入札・契約のIT化の推進 等

発注者は、指針に従い、
入札・契約の適正化を推進

「適正化指針」のフォローアップ

- ・毎年度、取組み状況を把握し、公表
- ・特に必要のあるときは改善を要請

<平成13年4月1日以降の入札・契約から適用>

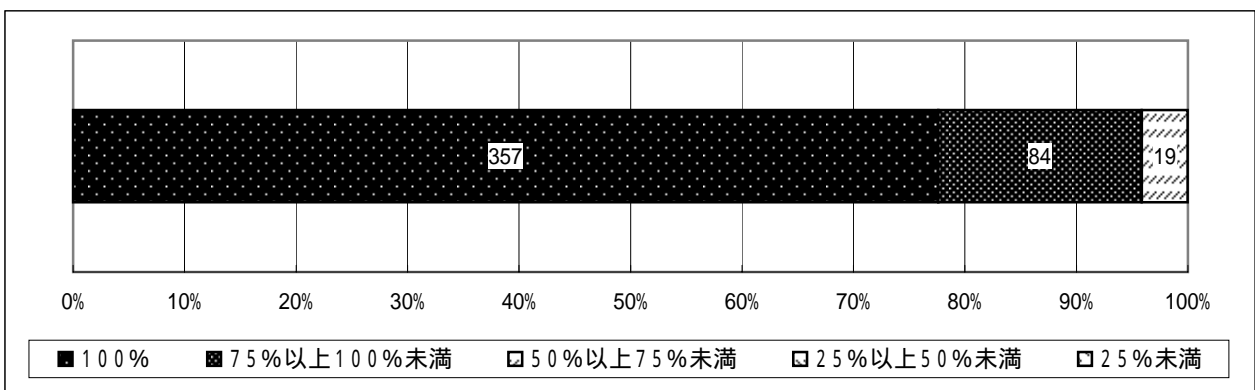
市区町村における入札契約適正化法義務付け事項の実施率

(平成16年3月31日現在)

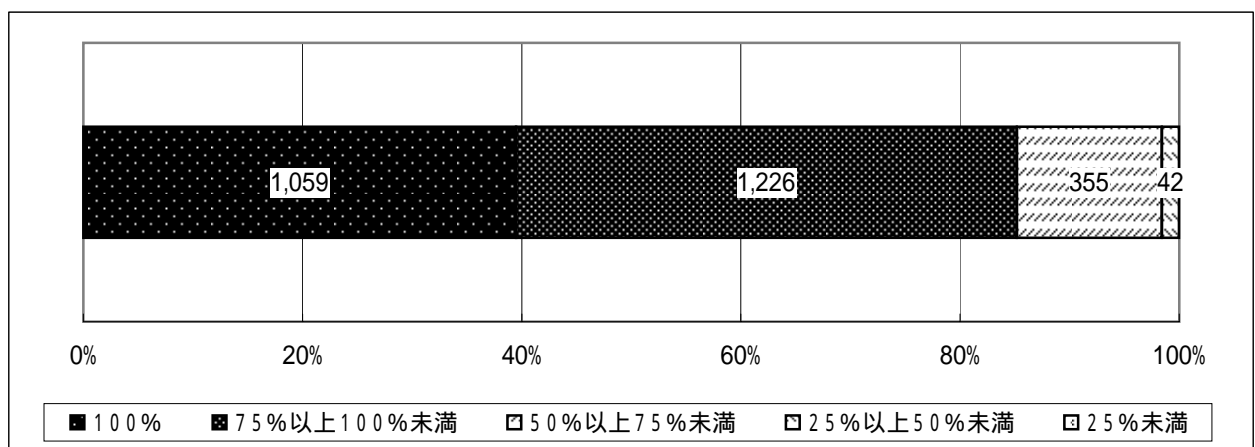
	入札契約適正化法 義務付け事項実施率	人口5万人以上 の市区町村数	人口5万人以下 の市区町村数	合 計
完全実施	100%	357 (77.6)	1,059 (39.5)	1,416 (45.1)
一部 未実施	75%以上100%未満	84 (18.3)	1,226 (45.7)	1,310 (41.7)
	50%以上75%未満	19 (4.1)	355 (13.2)	374 (11.9)
	25%以上50%未満	0 (0.0)	42 (1.6)	42 (1.3)
	25%未満	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)
	合 計	460	2,682	3,142

()書きは%表示

人口5万人以上の地方公共団体の実施率毎の分布



人口5万人以下の地方公共団体の実施率毎の分布



人口5万人以上の市区町村で、入札契約適正化法義務付け事項が完全には実施されていない団体については、団体名を公表している。

地方公共団体における入札監視委員会等 第三者機関の運営ガイドライン

(H15.11.12 「入札及び契約に係る情報公表マニュアル」等の作成について)

背景・目的

入札及び契約における不正行為の防止等を図るためには、入札監視委員会等の第三者機関の活用を推進しその透明化を図ることが特に重要であると考えられる。その設置・運営のためには、委員の選任、予算の確保等が必要で、一定のノウハウが必要となるものであることから、地方公共団体の取組みを促進すべく、8月に実施した第三者機関活用実態調査の結果を踏まえガイドラインを作成。

概要

ガイドライン

1. 適正化指針で求められている第三者機関の機能等
2. 運営に当たっての具体的指針
 - (1) 機関の設置までの準備作業
 - 委員の選任
 - 委員の数
 - 委員の選任方法、選任基準の策定状況
 - 設置・運営に関する規定等の制定
 - 予算の確保
 - (2) 開催の状況
 - 開催頻度
 - 審議件数
 - (3) 調査・審議の内容等
 - 調査・審議の対象項目
 - 具申された意見の概要及び意見への対応
3. 参考資料
 - ・ 設置状況、設置時期
 - ・ 未設置の理由
 - ・ 第三者機関に期待する役割

関連資料

1. 国土交通省における入札監視委員会設置・運営要領等
2. 地方公共団体における第三者機関の設置要綱等
3. 活用実態調査結果

建設業法に基づく不正行為等への監督処分

建設業法に基づく監督処分については、平成6年に「不正行為に対する監督処分の基準」を定め、14年にさらに強化

【処分の内容】

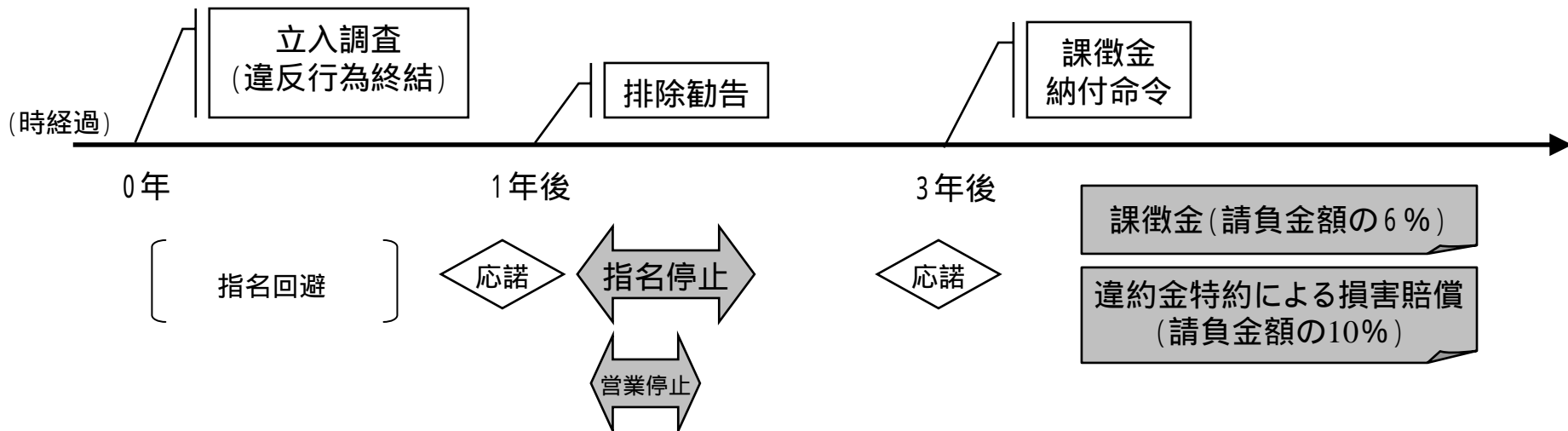
指示処分	営業停止処分	許可の取消し
建設業法の規定に違反したとき 等	・指示処分に従わないとき ・一括下請負等請負契約に関し不誠実な行為をしたとき ・談合等他の法令に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき 等	・営業停止処分に違反したとき ・役員が禁固以上の刑に処せられるなど建設業者としての欠格要件に該当するに至ったとき 等

入札談合等独占禁止法違反に対するペナルティ

入札談合等の独占禁止法違反に対しては、独占禁止法に基づく課徴金、罰金のほか、公共工事においては、発注者による指名停止、損害賠償（違約金特約条項）、建設業法に基づく監督処分が実施される。

独占禁止法	発注者による処分	建設業監督行政庁による処分
課徴金 売上の6% (中小3%) 罰金 : 5億円以下	指名停止 違約金特約条項 談合等があった場合の損害賠償の予定をあらかじめ約定。	営業停止 建設業法に基づき、指名停止とは別に営業停止

【入札談合に対する摘発とペナルティの流れ】



入札談合等関与行為防止法のスキーム

平成14年7月31日公布 平成15年1月6日施行

入札談合等関与行為

事業者又は事業者団体に入札談合を行わせること
特定の者をあらかじめ指名したり、特定の者との契約を希望する旨の教示・示唆
入札・談合を行うことが容易となるような秘匿すべき情報の特定の者への教示・示唆

公正取引委員会

入札談合等の調査を通じて発注機関職員の間与行為を探知

入札談合等関与行為の排除のため必要な措置を要求

各省各庁の長等

[各省各庁の長、 地方公共団体の長、 国・地方が1/2以上出資する法人]

行政上の措置

調査の実施()・措置の検討 調査を行う職員の指定等

調査結果・措置内容の公表、公正取引委員会への通知
公正取引委員会は調査結果・措置内容に意見を述べるができる。

損害賠償請求

損害の有無の調査 調査を行う職員の指定等

(損害あれば)損害賠償請求

懲戒事由の調査

任命権者への通知 発注機関の長が任命権者の場合不要

任命権者による懲戒事由の調査 調査を行う職員の指定等

贈賄・談合等の不正行為等に関する指名停止基準の強化

(中央公契連指名停止モデル改正の概要)

各公共工事発注者の指名停止措置の基準のモデルとして策定されている中央公契連指名停止モデルが平成15年5月に改正され、独占禁止法違反に対する指名停止措置が強化された

	区分・種別		該当地方支分部局内	左記以外の地方支分部局
1、贈賄	〇〇機関職員への贈賄	代表役員等	4～12ヶ月	3 4～ 9 12ヶ月
		一般役員等	3～9ヶ月	2～6ヶ月
		使用人	2～6ヶ月	<u>1～3ヶ月【新設】</u>
	〇〇機関以外の職員への贈賄	代表役員等	3～9ヶ月	2 3～ 6 9ヶ月
		一般役員等	2～6ヶ月	1～3ヶ月
		使用人	1～3ヶ月	
2、独占禁止法違反	〇〇機関発注工事の違反		3 ～ 9 12ヶ月	2～9ヶ月
	〇〇機関以外の発注工事の違反		2～9ヶ月	
	〇〇機関以外の発注工事の違反(一般役員等以上が刑事告発)		2～9ヶ月	<u>1～9ヶ月【新設】</u>
3、競売入札妨害 又は刑法談合	〇〇機関発注工事の違反	代表役員等	3 4～12ヶ月	2 4～12ヶ月
		上記以外	3～12ヶ月	2～12ヶ月
	〇〇機関以外の発注工事の違反	代表役員等	2 3～12ヶ月	<u>3～12ヶ月【新設】</u>
		上記以外	2～12ヶ月	<u>1～12ヶ月(使用人の逮捕等を除く)【新設】</u>

- (注)・中央公契連(中央公共工事契約制度運用連絡協議会)とは、各省庁・独立行政法人等の主要公共工事発注者から構成される連絡協議会
 ・同モデルを〇〇機関〇〇地方支分部局に適用した場合の表
 ・下線部分が、今回の変更部分であり、網掛け部分が独占禁止法違反に関連する変更部分
 ・国土交通省における指名停止基準としては同年9月より適用

国土交通省直轄工事等における違約金条項について

概要：工事及び建設コンサルタント業務等に関し、談合等の不正行為を行った受注者について、違約金（損害賠償額の予定）として発注者に支払わせる契約条項（特約条項）

対象となる契約

国土交通省発注の全ての工事・建設コンサルタント業務等（平成15年6月1日以降）

違約金の額

請負代金額（業務委託料）の10分の1

期待される効果

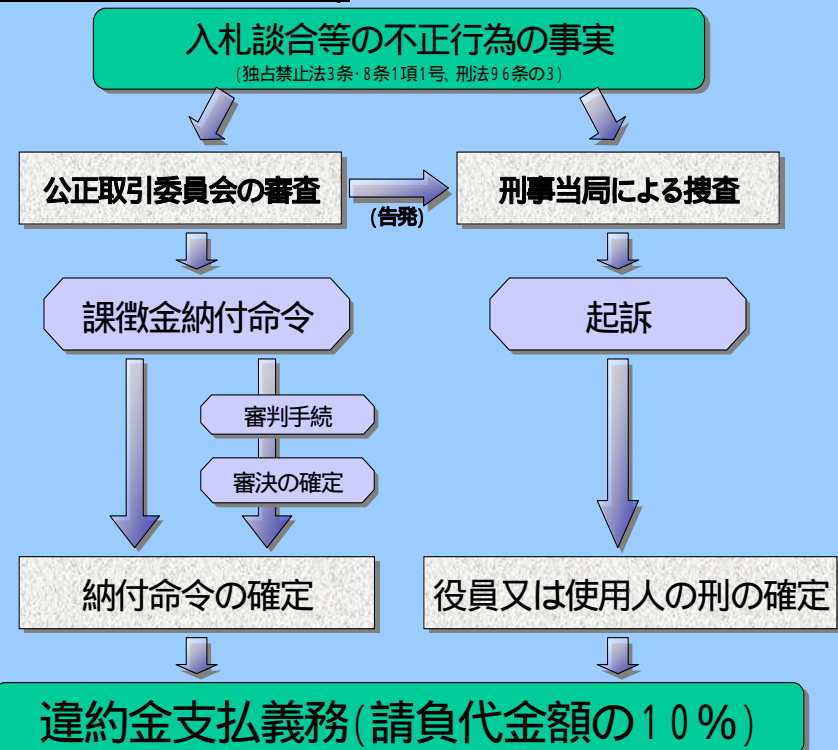
不正行為があった場合の国に生じた損害の回復を容易にするとともに、談合等の不正行為の抑止効果を発揮

違約金条項の適用

受注者について、以下の場合適用。

- ・ 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したことにより公正取引委員会が課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、
- ・ 公正取引委員会により告発され、独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき、
- ・ 刑法第96条の3（競売入札妨害罪・談合罪）に規定する刑が確定したとき

（参考：違約金条項のフロー図）



地方公共団体における違約金条項導入状況について

(平成16年4月1日現在)

平成16年4月1日現在、全ての都道府県・指定都市において導入済み。

都道府県名	導入時期	率
北海道	平成15年1月	10%
青森県	平成14年4月	10%
岩手県	平成13年1月	10%
宮城県	平成13年4月	20%
秋田県	平成15年12月	10%
山形県	平成14年4月	10%
福島県	平成15年4月	10%
茨城県	平成16年4月	10%
栃木県	平成15年6月	10%
群馬県	平成15年7月	10%
埼玉県	平成13年8月	10%
千葉県	平成16年2月	10%
東京都	平成13年5月	10%
神奈川県	平成15年4月	10%
山梨県	平成15年4月	10%
長野県	平成15年4月	20%
新潟県	平成15年4月	10%
富山県	平成14年4月	10%
石川県	平成15年6月	10%
岐阜県	平成15年4月	10%
静岡県	平成16年4月	10%
愛知県	平成13年4月	10%
三重県	平成14年6月	10%
福井県	平成15年12月	10%
滋賀県	平成15年3月	10%
京都府	平成15年7月	10%
大阪府	平成13年9月	10%
兵庫県	平成14年7月	10%
奈良県	平成14年4月	10%
和歌山県	平成14年6月	10%
鳥取県	平成14年3月	20%

都道府県名	導入時期	率
島根県	平成14年1月	10%
岡山県	平成16年4月	10%
広島県	平成14年4月	10%
山口県	平成13年7月	10%
徳島県	平成15年6月	10%
香川県	平成15年4月	10%
愛媛県	平成14年6月	10%
高知県	平成16年2月	10%
福岡県	平成14年1月	10%
佐賀県	平成15年10月	10%
長崎県	平成14年4月	10%
熊本県	平成14年4月	10%
大分県	平成15年4月	10%
宮崎県	平成15年4月	10%
鹿児島県	平成14年4月	10%
沖縄県	平成15年1月	10%

指定都市	導入時期	率
札幌市	平成14年7月	10%
仙台市	平成13年10月	10%
さいたま市	平成15年11月	20%
千葉市	平成15年4月	10%
横浜市	平成16年4月	20%
川崎市	平成14年4月	10%
名古屋市	平成13年10月	10%
京都市	平成14年1月	10%
大阪市	平成13年4月	10%
神戸市	平成13年4月	10%
広島市	平成14年6月	10%
北九州市	平成14年4月	20%
福岡市	平成13年8月	20%

【導入時期】	(団体数)
H12年度後半	1
H13年度前半	9
H13年度後半	6
H14年度前半	16
H14年度後半	3
H15年度前半	15
H15年度後半	6
H16年度前半	4

【違約金の率】	(団体数)
違約金率10%未満	0
違約金率10%	53
違約金率20%	7
違約金率20%超	0

違約金率20%の団体

宮城県・鳥取県・長野県

さいたま市・横浜市・福岡市・北九州市

川崎市の場合、必要に応じて、10%～25%

(H14年度の3件(談合情報案件)のみ25%)

東京都水道局における水道メーター購入契約における違約金は、H15.12.1以降 10% 30%

独占禁止法改正法の主要なポイント

課徴金制度の見直し

- ・ 課徴金算定率の引き上げ
〔 製造業等 = 大企業 6%、中小企業 3% 〕
〔 卸売業 = 1% 〕
〔 小売業 = 大企業 2%、中小企業 1% 〕
⇒
〔 製造業等 = 大企業 10%、中小企業 4% 〕
〔 卸売業 = 大企業 2%、中小企業 1% 〕
〔 小売等 = 大企業 3%、中小企業 1.2% 〕
- ・ 繰返し違反行為を行った場合、課徴金算定率を5割加算
- ・ 違反行為を早期にやめた場合、課徴金算定率を2割軽減
- ・ 適用対象範囲の見直し（価格カルテル等 価格・数量・シェア・取引先を制限するカルテル・私的独占、購入カルテル）
- ・ 罰金相当額の半分を、課徴金額から控除する調整措置を規定

課徴金減免制度の導入

- ・ 法定要件（違反事業者が自ら違反事実を申告等）に該当すれば、課徴金を減免
〔 立入検査前の1番目の申請者 = 課徴金を免除 〕
〔 立入検査前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額 〕
〔 立入検査前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額 〕
〔 立入検査後の申請者 = 課徴金を30%減額 〕
} 対象事業者 合計3社

犯則調査権限の導入等

- ・ 刑事告発のために、犯則調査権限の導入
- ・ 中小企業等に不当な不利益を与える不公正な取引方法等の違反行為に対する確定排除措置命令違反罪に係る法人重科の導入、調査妨害等に対する罰則の引上げ・両罰規定（法人に対する刑罰）

審判手続等の見直し

- ・ 意見申述等の事前手続を設けた上で排除措置命令を行い、不服があれば審判を開始（勧告制度を廃止）
- ・ 審判官審判に関する規定の整備
- ・ 規定を定めるに当たっては、手続の適正の確保が図られるよう留意する旨の規定を創設

附則において、施行後二年以内の見直し規定を設ける。